

Title	重臣清浦奎吾：天皇主権下の文官として
Sub Title	Political Influence of a Former Prime Minister Kiyoura Keigo
Author	小野, 修三(Ono, Shūzō)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2018
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.29 (2018.), p.1(40)- 17(24)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20190331-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

重臣清浦奎吾

——天皇主権下の文官として

小野修三

一、はじめに

大正一四年四月二日付の東京朝日新聞は社説のなかで、「普通選挙がいよいよ実施されることになつて、今更ながら政界の展望が全く変つたのに驚く者が多いであらう⁽¹⁾」と述べ、憲政会も「在野当時の古旗をもち出し、労働立法の先覚者、労働階級の古き友人たる事を主張するであろう。かくして加藤首相が憲政会議員総会に臨んで、治安維持法の制定を現内閣の誇りに数へ、『此の法律に満腹の同情を有する者である』と放言した事を悔ゆる日も遠くはないであらうと思はれる⁽²⁾」と報じた。

大正一三年六月に発足した第一次加藤高明内閣は同年一二月に召集された第五〇回帝国議會に普通選挙法案を提出し、これが会期末の翌大正一四年三月二九日に議會を通過し、「五月五日之を公布する⁽³⁾」に至つたが、同じく内閣が同議會に提出し、大正一四年三月一日に議會を通過、四月二二日に公布に至つた治安維持法について「此の法律に満腹の同情を有する者である」との言い方を首相自身がした点には、冒頭に引用した社説の趣旨からは外れるが、怪訝の念を禁じ得ない。つまり、成立・公布に至つた法律に「満腹の同情を有する」とは、字句通りに解釈すれば、加藤首相自身の思いと加藤首相以外の当該法案の提案者の思いの二つが完全に一致した、という意味になるだろう。もし加藤首相自身が提案者ならばその言葉は「同情」ではなく、「自慢」のはずである。

これは言い間違いではないだろう。清浦内閣当時、同内閣への批判者としての護憲三派の一たる憲政会党首の加藤高明は既に憲政の

常道を実現するための普通選挙法の支持者だったので、その限りで、加藤首相が普通選挙法を「自慢」することはあっても、決して「此の法律に満腹の同情を有する者である」と述べることはなかったであろう。「治安維持法」は大正一三年六月に発足して以後の護憲三派内閣で提議された法案であり、かつその法案は（加藤首相以外の法案提案者）からの提案だったことになる。

中沢俊輔はその『治安維持法——なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』において、「加藤内閣と憲政会も、普通選挙法の安全性を認めさせるために、治安維持法を受諾したのではないか⁽⁴⁾」と述べているが、危険視されたのは普通選挙法だけではなく、憲政の常道が実現され、初めて登場した政党内閣に対しても、そうだったのではないか。もし清浦内閣が続き、清浦内閣下で普通選挙法が実現していれば、治安維持法との抱き合わせが同じように求められることはなかったのではないか。本稿は、大正一三年六月に政権の座を加藤高明に譲った後の清浦奎吾を論じようとしている。

二、普通選挙法と治安維持法の抱き合わせ

大正一四年一月二二日（木曜日）午前中には貴族院で、午後には衆議院で行なわれた第五〇回帝国議会における施政方針演説たる「内閣総理大臣ノ演説」⁽⁵⁾のなかで、加藤高明は「憲政施行以来三十有六年デアリマシテ国民ノ智見、能力ニ対スル試練ハ相当ニ尽サレタリト認ムルノデアリマス、今ヤ正サニ普通選挙ノ制ヲ定メ、周ネク国民ヲシテ国運進展ノ責任ニ膺ラシムベキ秋デアルト信スルノデアリマス」⁽⁶⁾と述べ、「衆議院議員選挙法ノ全部ニ互ル改正案ヲ本議會ニ提出セムコトヲ期シテ居ル次第デアリマス」⁽⁷⁾との方針を明らかにし、枢密院での審議を経て二月二二日（土曜日）には衆議院議事日程「第一 衆議院議員選挙法改正案（政府提出）」⁽⁸⁾すなわち普通選挙法案の説明が議場で行なわれた。

これに対して、大正一四年二月二〇日付の官報号外は二月一八日に衆議院に政府から「治安維持法」⁽¹⁰⁾が提出されたことを報じていた。大正一四年一月二二日の「内閣総理大臣ノ演説」のなかでは言及されることのなかった法案であり、「第五十議会で普通選挙法と抱き

合わせて生まれた⁽¹¹⁾」とされる治安維持法の名が第五〇回帝國議會で最初に議論に出て来るのは、大正二四年二月四日（水曜日）開催の衆議院予算委員第二分科（内務省所管）での清瀬一郎議員の質問のなかであったと思われる。清瀬議員は「枢密院ノ現状⁽¹²⁾」について次のような質問を行っていた。すなわち、

「枢密院ハ天皇至高ノ諮詢府デアリマス（中略）而シテ立法ニ、行政ニ、各々意見ヲ立テマスケレドモ、施政ニ干与シナイ、斯ウ云フ立前デアリマス（中略）伝フル所ニ依レバ今政府ハ治安維持法ト云フモノヲ出ス計画ヲシテ居ル、本来政府ガ之ヲ出スノハ枢密院ノ註文デアアル、普通選挙ヲ実行スルト世ノ中ヲ行政ガ左傾スル虞ガアルカラ、ソレヲ防グニ付テ政府ニ於テハ成算アリヤト云フ顧問官ノ註文ニ対シテ、内務大臣ハ成算アリ、普通選挙実行ノ暁ニ思想ヲ取締ル為ニハ相当ノ方策ヲ運ラスト云フ、斯フ云フ言質ヲ与ヘテ、其約束ヲ履行スル為ニ治安維持法ナルモノヲ出シテ来タト（中略）又々以前ノ過激法案ヲ今出サレルト云フコトニ付テハ非常ニ遺憾ニ思ツテ居リマスルガ（以下略⁽¹³⁾）」

この質問に対して若槻礼次郎内相は次のように答弁した。すなわち、

「治安維持法ヲ政府ガ制定シナケレバナラヌト云フ決意ヲシタノハズツト以前デアリマス（中略）今ノ起草ハ司法省ニ於テナサレテ、内務省ハ是ガ協議ヲ受ケタト云フデアリマス、司法省ノ起草ハズツト以前ニアツテ、此普通選挙法案ガ枢密院ニ出サレル時ナドヨリズツト以前ニ起草ガアツテ、内務省ニ是ガ廻ツテ居ッタデアリマス（中略）不日此案ヲ提出セラルデアラウト思ヒマスガ、是ハ政府ガ現在ノ状況ヲ見テ必要トシテ提出スルデアリマシテ（以下略⁽¹⁴⁾）」

国立公文書館所蔵『衆議院議員選挙法改正法律案帝國議會へ提出ノ件會議筆記』（大正二四年二月二〇日⁽¹⁵⁾）を見ると、この「憲法付属ノ法律ニ数多ノ重大ナル改正ヲ加ヘムトスル」重要な改正法律案を枢密院審査委員会が可とし、「上奏セラレ然ルヘキ」案には次の

「枢密院からの希望が添えられていた。すなわち、「本案ノ施行ニ伴ヒ当局ニ於テ教育ノ整備思想ノ善導及矯激ナル言動ノ防遏ニ資スヘキ諸般ノ施設ヲ為」すを希望すと。この枢密院からの上奏案中の「思想ノ善導及矯激ナル言動ノ防遏ニ資スヘキ諸般ノ施設」とは、先の清瀬議員の質問中の「普通選挙実行ノ暁ニ思想ヲ取締ル為ニハ相当ノ方策ヲ運ラスト」との若槻内務大臣による枢密院への約束とされるものと同義と言えよう。

繰り返すが、大正一四年二月四日（水曜日）開催の衆議院予算委員第二分科（内務省所管）の時点では治安維持法案はまだ政府から議院に提出されていない。この清瀬議員の質問から二週間後の大正一四年二月一九日（木曜日）に開催の第五〇回帝國議會衆議院で次の議事が進行した。動議提出者作間耕逸¹⁶は東京府選出憲政会所属議員であった。すなわち、「〇作間耕逸君 議事日程変更ニ関スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出治安維持法案ヲ此際特ニ上程シテ議題ト為シ、其第一読会ヲ開キ、先ヅ政府ノ趣旨弁明ヲ聴キ、続イテ其審議ヲ進メラレムコトヲ望ミマス」〇議長（粕谷義三君） 作間君ノ日程変更ノ動議ニ御異議アリマセヌカ／「異議ナシ」〇議長（粕谷義三君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ変更セラレマシタ、即チ茲ニ治安維持法案第一読会ヲ開キ、政府ノ趣旨弁明ヲ求メマス若槻内務大臣（以下略¹⁷）。

このように大正一四年二月一九日の衆議院本会議は若槻礼次郎内務大臣による治安維持法案の「趣旨弁明」から始まり、質疑応答が繰り返されることになるが、そのなかで次の質問が一議員からあった。質問者の前野芳造¹⁸は大阪府選出実業同志会所属議員であった。すなわち、

○前野芳造君 政府ガ此案ヲ提出サレマシタコトニ付テハ、其精神ニ於テ洵ニ賛意ヲ表スル者デアリマス、然ルニ私共ノ憂ヘマスル所ハ、此法律ニ依ツテ取締ラントシマスル所ノモノハ、普通ノ犯罪ニ非ズシテ、元々思想ニ関シマスルモノデアリマスルガ故ニ、斯ノ如キ法律ヲ特ニ設ケテ予メ之ヲ抑圧スルト云フコトヨリハ、現在ノ法律ニ依ツテ之ヲ取締リ、若シ現行法ニ於テ不備ノ点ガアリマスルナラバ之ヲ補フコトニ致シテ、特ニ斯様ナ法律ヲ設ケナイコトニ為サツテハ如何デアラウカ（以下略¹⁹）

ここで前野議員が「其精神ニ於テ洵ニ賛意ヲ表スル」と述べているのは、若槻内相が他の議員からの質問に答えて「俗ノ言葉デ申上
 ゲレバ此法律ハ無政府主義、共產主義ヲ取締ル法律デアルト言ッテモ宜イノデアリ」²⁰、そのことで「立憲政体」を守るといふ趣旨に自
 分も賛成するということだと言えようが、若槻内相は治安維持法案がまさしく前野議員の言う通り、「普通ノ犯罪ニ非ズシテ」、思想を
 抱くことを以て犯罪とし、その犯罪を罰するという特異な種類の法律案の政府提出なのだとは答弁せず言葉を濁していた。前述の通り、
 この質疑応答が衆議院本会議で行なわれたのは大正一四年二月一九日（木曜日）であり、普通選挙法案の説明が議場で行なわれるのは
 その二日後の大正一四年二月二二日（土曜日）であった。すなわち、治安維持法案が政府から提出された時点では普通選挙法案は、議
 会冒頭の施政方針演説で宣言されていた法案ではあったが、議場に法案としては未だ提出されていなかった。その意味で「普通選挙法
 と治安維持法の抱き合わせ」という批判がこの大正一四年二月一九日の議場で浴びせられることは無かったことになる。しかし、司法
 省そして内務省で治安維持法の起草が以前に行なわれていたことは統治過程上での一つの出来事であり、その起草された法案が第五〇
 回帝國議會に提出され、審議されるという先行する統治過程と後発の政治過程の接続が起こり、また普通選挙法という法案が同議會に
 提出され、審議されるという政治過程が同時並行的に進行したことは否定すべくもない事実であった。

つまり、結論的には加藤高明内閣に対しては「普通選挙法と治安維持法の抱き合わせ」が求められていたわけであるが、これに対し
 て前任の清浦奎吾内閣においては、別稿で論じたように、二度に亘り普選案の国会提出を画策し、かつ二度とも失敗していた。しかし、
 その際に統治過程を瑕疵なく進行させることが出来るといふ信頼性ゆえに、その政権下では「此の法律に満腹の同情を有する者であ
 る」といった、首相が自分以外の法案提案者を讚美しなければならないような出来事は起こり得なかったのではないか。第五〇回帝國
 議會で前野議員によって「斯ノ如キ法律ヲ特ニ設ケテ予メ之（思想―引用者）ヲ抑圧スルト云フコト」は不要だと批判されるような法
 案提出を枢密院から求められる可能性は低かったと考えられる。勿論、大正一三年五月の第一五回総選挙において野党の護憲三派側が
 勝利し、それ以後の政権運営を清浦内閣が断念し、清浦内閣は用意した普選案も枢密院での審査が中途で止まったまままで終わったので
 確定的な言動は控えねばならないが、護憲三派側の求める「憲政の常道」すなわち政党内閣制が実現する前と後で枢密院の普通選挙制
 度に対する態度に変化が無かったとは思われないからである。

三、重臣会議の開催

昭和六年九月一八日の満州事変の報に接し、清浦は翌十月「十二日午前大臣官邸に牧野内府を訪問し次いで山本権兵衛伯を訪ひ対支問題につき長時間懇談⁽²³⁾」、そして同日午後には若槻礼次郎の訪問を受けることになる。すなわち「若槻首相は時局の重大に鑑み十二日午後三時半山本権兵衛伯を訪問し会見一時間余にして四時四十分辞去し次いで午後五時十分清浦伯を訪問これ又一時間会談午後六時十分辞去して官邸に帰つた⁽²⁴⁾」。若槻の目的は「満州事変発生以来の経過並に政府のこれに対する態度を詳細に説明して諒解を求め⁽²⁵⁾」るところにあつたが、山本と清浦は共に「閣内の統一と中央部と出先軍憲の連絡を固うして挙国一致この重大な時局に善処せられたいと激励的希望を述べた⁽²⁶⁾」と報じられていた。つまり、既に現役を退いた文官と武官が現役の文官と武官たる「外務対軍部の関係⁽²⁷⁾」を改善させたいと願つての発言だったが、清浦は若槻首相との会見後「私には相当の意見もあるがいふべき時期ではない私も時局について憂慮して本日は牧野内府山本権兵衛伯とも会見して意見の交換をしたが重臣会議を開くといふ話も聞かぬ⁽²⁸⁾」と述べていた。

この会見のあつた日から数日後の新聞報道に、「山本権兵衛、清浦奎吾両伯は牧野内府に対して御前会議にあらざる重臣会議を進言し牧野内府を動かさんとしてゐるが重臣会議の開否は偏に西園寺公の方寸によつて決定するもので、公上京後における時局の推移如何によつて決せられるものと思はれる⁽²⁹⁾」とあり、「閣内の統一と中央部と出先軍憲の連絡」を欠いて起きた満州事変をめぐり、重臣会議は結局開催されることがなかった。

また昭和七年海軍将校らによるクーデター（五・一五事件）で殺害された犬養毅首相の「後継内閣組織に関し御下問の聖旨⁽³⁰⁾」が五月一九日に西園寺公望に伝達されたが、西園寺は重臣会議を開催するのではなく、彼自身が一対一で「重臣の意見聴取⁽³¹⁾」に動き、奉答に至つた。清浦の場合には清浦が五月「二十一日午後一時五十分西園寺邸を訪問し直に老公と会見した⁽³²⁾」が、その会見後に清浦はこう述べていた。すなわち、「西園寺公は御老体にも拘らず流石に国の元老だけに気の毒な位時局を憂慮され、諸方面の情報やら意向を聞かれて居る訳で、私にも聞かれた、その内容は秘密に属し明らかにいふ機会に達してをらぬ、然しながら、老公としては成るべく早く決めねば天下の人心を安定ならしむる所以でないと余程注意されて考へてをられる、何しろ今回の事は政権授受の常たう手段即ち憲

政の常道といふ訳には行きかねるが、さて如何にせば軍部と政党の折り合ひがつくか深甚なる考慮を払はねばならぬが、公が抱く意思と私のいつた内容はお話出来ない、たゞ私個人としての時局收拾の意見は政党は、政党としてどこまでも認めておいて政、民両派並に貴族院から適材を抜き挙国一致の内閣をつくつて時局を收拾したが一番よいと考へる、さて然らば誰に組閣せしむべきか老公も私も人の問題には全然触れなかつた」と。

そして清浦の予想通り、犬養毅内閣のもとで執行された第一八回総選挙で第一党の地位を獲得していた政友会の新総裁鈴木喜三郎ではなく、海軍大将齊藤実には「組閣の大命」⁽³⁴⁾は降下し、「政、民両派並に貴族院から適材を抜き挙国一致の内閣をつくつて時局を收拾」することとなる。清浦は明治、大正期以来の政党と昭和に入つてからの軍部という両勢力の間で、どうすれば「折り合ひがつくか深甚なる考慮を払はねばならぬ」と、山県有朋、松方正義亡き後ただ一人の元老となつた西園寺公望と同様に重臣たる自らの責任から、「時局を憂慮」していたのだと言えよう。

清浦は吉野作造から、大正一三年一月に外務大臣、陸海軍大臣以外は貴族院議員から起用して組閣したことを「下院に基礎なき内閣であつても必しも憲政の常則に外づれぬ」⁽³⁵⁾と清浦が弁明したことに対して、その「見識の陳腐なるを認めぬわけにゆかぬ」⁽³⁶⁾と同年二月に大阪で開催された時局問題演説会で批判されたことがあつた。「貴族院の政派」は「民衆の意嚮と没交渉に其の地位を占むるものだから（中略）どうしても下院から内閣を作るべき人材を挙ぐることにせねばならぬといふ理屈になるのだ」⁽³⁷⁾と。そう批判した吉野は、それから八年後の昭和七年の五・一五事件後の状況について「いづれにしても今日、政党は単に下院に多数を得たといふだけでは政界の中心に坐するを許されずといふ新形勢を展開しつゝ、あることは争ふべくもない」⁽³⁸⁾と自らの認識を書き記していた。このように「憲政の常則」の終息をもたらした「新形勢」は、しかし吉野にとつてやはり「陳腐なるを認めぬわけにゆかぬ」ものだったはずである。

とは言え、同じ陳腐さであつても、大正一三年の清浦首相の「陳腐さ」と「展開しつゝある」昭和前期の軍国主義日本の「陳腐さ」とは、「理屈」が通ずるか否かで異なるものだったはずである。清浦は、別稿で紹介したように、貴族院での質疑応答のなかで「過渡時期ニ於テ斯ノ如キ内閣ガ憲政ノ常道ニ背クモノトハ思ヒマセヌ」⁽³⁹⁾と答えていた。自らを政党内閣制へ至る間の過渡期の政権だと位置付けるものであり、その限りで「理屈」は通じた。これに対して、昭和前期の軍国主義日本は自らの都合（統帥権）という部分性を

実力によって全体性、すなわち天皇の「統治権」の「総攬」を妨害していた。この憲法の原則に反する事態であるが故の「理屈」が通じぬ「時局」に、立憲主義に立つて主権者天皇を輔弼せんとする文官清浦にあつては「憂慮」に堪えぬ思いであつたと思われる。

また昭和八年二月には国際連盟脱退を目前に控えて「重臣会議は見合せ」⁽⁴⁰⁾となり、新聞はこう報じていた。すなわち、「斉藤（実）首相は（昭和八年二月）二十日午前九時四谷の私邸より官邸に入り待ち受けてゐた高橋（是清）蔵相及び少し遅れて来た山本（達雄）内相と共に三長老会議を開きまづ首相より両相に対し十九日西園寺公を訪問連盟十九国委員会が勧告案を採択するに至つた経過並に帝國政府の断然たる決意を報告説明し更に老公の対連盟意向を聴取せる顛末を詳細報告の後園公の意中に基き（中略）いまだ重臣会議を開くには及ばない、よつて今後の善処策は専ら閣議に於いて慎重協議を遂げた上方遺憾なきを期しようといふことに意見一致して閣議に臨んだ」⁽⁴¹⁾と。そしてその一ヵ月後の昭和八年三月二十七日に国際連盟脱退の詔書が發せられた。すなわち、「満州の主権は支那に属する」、「南満州鉄道付属地外における日本軍の駐屯は（中略）法律上の諸原則と相容れざるを以て、総会はこれ等軍隊の撤退を勧告する」⁽⁴²⁾などの連盟十九国委員会側の所見は受け容れ難いが故に「遂ニ連盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ」⁽⁴³⁾との詔書であつた。それから半年後の昭和八年九月一三日に、清浦はこの「遂ニ連盟ヲ離脱スルノ措置」によつて生じる「孤立外交の危機」⁽⁴⁴⁾を憂慮し、単身事前の約束もせず「外務省に（内田）外相を訪問し約四十分をわたつて重要会談をとげ帰途重光次官とも会見」⁽⁴⁵⁾していた。そして翌昭和九年七月四日には、疑獄事件（帝人事件）により辞表を提出していた斉藤首相の「後継奏薦」⁽⁴⁶⁾の前に西園寺公望は「諸重臣と会見す／前首相等全部参内」⁽⁴⁷⁾と報じられた。すなわち、「西園寺公は（中略）内大臣府において牧野内府とも重要協議を遂げたが公は更に時局の重大性に鑑み特に重臣方面の所見と対策を聴取して慎重に時局の推移を考察し万一の誤りなきを期することとなつた。依つてお召に依り元総理大臣清浦奎吾伯が午前九時三十四分、枢密院議長一木喜徳郎が同三十五分、元総理大臣としての高橋是清氏は同四十分、現総理大臣斉藤実子は同四十五分、元総理大臣若槻札次郎男は同五十分それぞれ相次いで参内したので西園寺公はこれ等重臣と内大臣府において会見し時局收拾に関する意見を徴し」⁽⁴⁸⁾、「午前十一時十五分天皇陛下に拜謁仰付けられ、岡田（啓介）大将を最も適任と思料する旨を奏上し陛下には直に西園寺公の奏薦を御嘉納あらせられ」⁽⁴⁹⁾たと。

このように昭和九年七月に行われた後継内閣首班奏薦の際の重臣会議が以後「元老に代る機関」⁽⁵⁰⁾として「御下問に奏答すること」⁽⁵¹⁾

なった。すなわち、「元老制度の将来については西園寺公は予てから慎重に考慮してゐたが最近の政情に鑑み元老なき後はこれに代るべき有力なる機関の必要を痛感し牧野内府、一木枢相等とこれが具体策につき慎重に意見交換の結果、今回の政変に際して開かれた重臣会議を以てこれに代はることに意見一致⁽⁵²⁾」た。この重臣会議の場で清浦はどのような発言をしていたのだろうか。

昭和一七年一月五日に九三年の生涯を閉じた清浦の訃報を伝える記事の一節に、「二・二六事件の物情騒然たる最中、側近の勧めを避難を耳にせず敢然として熱海から出京して天機を奉伺、また昨年十月近衛第三次内閣退陣による現内閣（東条内閣―引用者）成立の際は、四輪車の移動椅子に乗り、酸素吸入器まで用意して熱海から上京、死を覚悟して重臣会議に出席したが、これが帝都の土を踏んだ最後となつた⁽⁵³⁾」とある。

その昭和一六年一〇月一七日「大命、東条陸相に降⁽⁵⁴⁾」の前日から当日に掛けての出来事を報じる記事にはこうある。すなわち、「近衛首相は十六日夕刻総辞職を執行、閣下に全閣僚の辞表を捧呈したが、天皇陛下には同日直ちに木戸内府を召され、後継内閣の首班につき御下問あらせられた、内府は恐懼して暫くの御猶予を乞ひ奉り御前を退下したが、後継内閣の首班奏薦に関しては時局極めて重大なる折柄、内府としては慎重、重臣の意向を徴することとなり、十七日午後一時宮中西溜ノ間において重臣会議を開催した、参集の重臣は木戸内府、原枢密院議長の外さきに総理大臣たりし清浦奎吾伯、若槻礼次郎男、広田弘毅氏、海軍大将岡田啓介氏、陸軍大将林銑十郎氏、陸軍大将阿部信行氏、海軍大将米内光政氏等で、清浦伯は九十二歳の高齢で病後にも拘らず熱海より四年振りの上京等各重臣いづれも（中略）意見の開陳を行った上同三時四十五分散会、各重臣それぞれ退出した⁽⁵⁵⁾」。

この昭和一六年一〇月一七日午後一時からの宮中での重臣会議の席上での各重臣による「意見の開陳」の様子は、国立公文書館所蔵『昭和十六年十月十七日重臣会議記録⁽⁵⁶⁾』に見ることが出来る。一ヵ月程前の九月六日の御前会議にて決定された「外交々事に依り月上旬に至るも尚要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに対米（英、蘭）開戦を決意す⁽⁵⁷⁾」など三項目にわたる「帝国国策遂行要綱」（公表なし）に関する、内大臣木戸幸一からの説明を受けた後の質問であった。清浦の「意見の開陳」の前後を引用しよう。すな

わち

「若槻氏 御前會議ノ決定ハ勿論尊重スベキモノデアルガ、コノ扱方ガ如何ニモ法律家的デアツテ、外交々渉ノ目途ガナクナツタトテ、直チニ開戦ト云フガ如キハ如何ナルモノダラウカ、国運ヲ賭シテノ問題デアルカラ、モウ少シ政治的ノ考慮ガアツテヨイノデハナイカ。

岡田氏 海軍ノ云フ所即チ条約デ行クナラ徹底的ニ条約デ進メテクレト云フ論ハ領ケナイノデモナイ、海軍ハ割合ニ油ヲ持ツテキルノデハナイカ。

清浦氏 出先ノ大使ガ見込アリト云フノニ、急ニ態度ヲキメナクテハナラヌト云フハ如何云フ訳カ。

内大臣 其点ハ御前會議デ決心ノ期日ヲ十月上旬ト云フ工合ニキマツテアルガ為ニ、陸軍トノ意見ニ相違ガ出来タノデ、政府トシテハ行詰ラザルヲ得ナカツタノダト思フ。

阿部氏 清浦サンノ云ハルル通り、見込ガアルト云フノニ政府ガ去ラナケレバナラヌト云フノハ如何モ解ラナイ。

内大臣 (前略) 米國ノ最終的ノ回答ヲ得ルニ至ラザルニ、御前會議ノ期日ハ容赦ナク迫リ来タ、ト云フコトデアアル。」

なお次期首相に「コノ際皇族ノ御出馬ヲ願ツテ内閣ノ御組織ヲオ願ヒシテハ如何カ」という発言が林銑十郎からあつたが、これにして清浦は「皇族内閣ニ就テハ、自分ノ処ニモ東久邇宮云々ト云フ様ナ話モアツタガ自分ハソレハイケナイト思フ。コノ際ハヤハリ軍部カラ出テ組閣スルガヨイト思フ」と応じていた。そして内大臣が次期首相として東条陸相を推薦したのに対して、若槻札次郎は「内大臣ノ考ヘモ一理デアルガ(中略) 宇垣大将ノ如キハ、軍ノ長老デアリ、決意ノ仲々強ク、コノ事態ヲ取纏メニハ一ツノ有力ナル人ト思フ。只軍カ前ノ如ク反対スル様デアハ困ル」と、昭和十二年一月に大命降下がありながら、陸軍の反対で広田弘毅内閣の後継組閣に至らなかつた宇垣一成の名を挙げていたが、内大臣木戸幸一は「散会后、四時より四時十五分迄、拝謁、重臣會議の模様を詳細奏上す。東条陸相を御召あり、大命降下⁽⁵⁸⁾」と自らの『木戸幸一日記』のなかで記している。この日の重臣會議がこの日の東条陸相への大命降下⁽⁵⁹⁾に接続したことは誰も否定出来ない事実だが、『木戸幸一日記』に記されている如く、この日の重臣會議は誰の眼にも「特別意見なく」進行したものと映つたのだろうか。開戦を回避する「見込」があり、それを無視するとは不可解だとの複数の「意見の開陳」も

あったのである。この文脈において『昭和天皇実録』第八（宮内庁、平成二八年）は「強いての異論はなく⁽⁶⁰⁾」との否定的表現を同様に用いているが、その記述は「異論」が清浦などから出ていたことを国立公文書館所蔵『昭和十六年十月十七日重臣会議記録』から読み取れることを無視した文面ではないことは明らかである。そこではどのような形のものだったにせよ「異論」が出されていたことは確認されている。

清浦の親族の証言によると、熱海から重臣会議に出席して大森の自宅に戻った清浦は「多くの新聞記者に取り囲まれながら『今は何も言えん』と憤って玄関から上⁽⁶¹⁾」ったとのことである。死の前年の「九十二歳の高齢」の文官が憤懣やる方なき思いだったのは、武官の陸軍大将阿部信行でさえ、外交交渉の余地がある以上外交努力を放棄すべきではないとの清浦の意見に対して同調しているのに、文官の内大臣木戸幸一はその努力を放棄し、開戦を主張する武官の陸軍大臣東条英機に次の内閣組織の道を開いたためであった。その二七年前の大正三年に、文官清浦が武官の海軍中将加藤友三郎が入閣する次の内閣組織の道を、憲法上の手続きを遵守して自ら閉ざしたのと対照的であった。天皇主権の明治憲法下でシビリアン・コントロールを実践しようとしていたのが清浦であったと言えよう。清浦は「戦前期の日本に文民統制はあったのか⁽⁶²⁾」との議論のなかで言及されるべき一人であるはずである。

四、おわりに

大正一〇年二月一二日に「山県枢密院議長引退せん／後任は清浦副議長か」との見出しで次の新聞記事が掲載された。すなわち山県が「今回宮廷関係重大事件に連座して責任の重きを感じ（中略）愈隠退桂冠の意を決したる趣に付き聴許の暁には後任として現枢密院副議長清浦子爵の親任を見るに至るべしと伝へらる⁽⁶³⁾」と。この「宮廷関係重大事件」とは現在では宮中某重大事件と呼ばれている、当時の皇太子（後の昭和天皇）と「良子女王殿下御婚約の議⁽⁶⁴⁾」の内定を山県らが医学上の理由で取り消すべしと迫った出来事で、二月一日朝刊に宮内省から「世上種種の噂あるやに聞くも右御決定は何等変更なし⁽⁶⁵⁾」と発表されるに至り、山県枢密院議長の辞任は聴許さ

れず、中村雄次郎宮内大臣が辞任、代わりに牧野伸顕が宮内大臣に就任することで鎮静化した。この出来事に関しては伊藤之雄『日本の歴史二二 政党政治と天皇』⁽⁶⁶⁾が詳しいが、『原敬日記』の大正一〇年二月二日の箇所には次のように記されている。すなわち、

「皇太子妃に御内定の久邇宮王女の色盲云々に関し、久邇宮家より出たりと思はる、運動如何にも激烈にて、殊に東宮侍講杉浦重剛が頭山滿等に洩らし、浪人共の利用する所となり、各種の印刷物を配布せられ、而して此問題は果して如何に解決せらるるものなるや、国論全く其方向に迷ふ情況にて、行政上捨置き難きことと考へ、中村宮相の来訪を促し、官邸に於て会見し、本問題を長く未定の間に置かるゝは皇室の御為めにも宜しからず、又行政上に於ても如何にも憂慮に堪へざる次第なれば、何れとも速かに決定ありたしと懇談したり（中略）然るに中村宮相は如何にも困難せし様子にて、実は清浦に枢密院に御諮詢のことを相談せしも、清浦は全会一致の望なしとて之を躊躇し、又自分も御諮詢とあれば御変更の勅裁を求めて御諮詢となるにて、累の陛下に及ぶを恐る、また平田に相談せしに平田は急速に解決せざるを可とする口氣にて決せずとて其困難立場に在ることを縷述せしに因り、余は深く其内情を察したるも、国論を此儘に置くことは沸騰限りなき有様にて、而かも御変更を可とする元老等の説に賛同するの声なく、徒らに変更を不可として其論者を不忠不義の者と排斥するの声高く、政府は何れに決定するものと見て可なるや甚だ迷惑の次第に付、余は中村に其内情は御察するも、要するに誰か責任を取て決定するの外なかるべしと諷示せしに、中村は其責任は即ち自分の取るべきものにて、元老の説其他は皆な参考に相談せしに過ぎず、本日は西園寺公にも意見を聞く筈なれば、其上にて自分責任を以て決定すべしと言ひたれば、余は可成速かに何れとも決定すること国家は勿論皇室の御為めなりと注意したり。⁽⁶⁷⁾」

ここに山県に代わつて議長職を務めていた清浦枢密院副議長が中村雄次郎宮内大臣に返答する様子を見て取ることが出来る。枢密院で「御内定」を議するとすれば、「皇室」の事柄なのに「全会一致」とはならないことが予想され、まさに原敬の判断と同じく、「皇室の御為めにも宜しからず、又行政上に於ても如何にも憂慮に堪へざる」事柄になると返答していたと言えよう。なお、当時配布されていた「各種の印刷物」の一つに「蓋し御破約の主唱者は山県公なるが其実現に努力し画策するものは清浦枢密院にして医学方面の担当者

は元の陸軍々医総監石黒忠恵子なり」と印刷されていた。⁽⁶⁸⁾確かに、大正一〇年二月二日付の田中陸相宛の山県書簡には「陛下二内奉なる事故頗る顧慮致し居るも外二一抛ノ手段方法無之二付清浦子爵ト熟議を為し」と山県は清浦に作戦参謀役を求めていたが、そこには原敬と同様に「徒らに変更を不可として其論者を不忠不義の者と排斥する」ことなく、「国家は勿論皇室の御為め」に瑕疵なく行動する文官清浦がいたと言えよう。清浦は、先に紹介した通り、昭和六年の満州事変の際に若槻首相との会見後「私には相当の意見もあるがいふべき時期ではない」と述べていた。清浦奎吾にはその「いふべき時期」とはいつ到来するものだったのだろうか。同じ文官として原敬は日記を残すという形で「いふべき時期」を持った。ただし、日記には自己正当化の蔭が落ちるのだから、歴史の与件としてはなく、歴史叙述のための一材料として日記は扱われるべきもののだが、清浦は『原敬日記』に相当するものをわれわれに残してはいない。

注

- (1) 東京朝日新聞、大正一四年四月二日、三面、社説「労働立法と教育の革新」。
- (2) 同右。
- (3) 東京朝日新聞(市内版)、大正一四年四月二日夕刊、一面。
- (4) 中沢俊輔『治安維持法——なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』(中央公論新社、二〇二二年) 四六ページ。
- (5) 午前中の貴族院は『第五十回帝国議会貴族院議事速記録第二号』大正一四年一月二日(木曜日) 二二ページ以下、そして午後の衆議院は『官報号外』大正一四年一月二三日 金曜日 内閣印刷局。第五十回帝国議会衆議院議事速記録第三号、一三ページ以下参照。同一内容の施政方針演説である。
- (6) 『第五十回帝国議会貴族院議事速記録第二号』大正一四年一月二日(木曜日)、二二ページ。
- (7) 同右、二三ページ。
- (8) 国立公文書館所蔵『衆議院議員選挙法改正法律案帝国議会へ提出ノ件会議筆記』(大正一四年二月二〇日)。階層 行政文書・内閣総理府・枢密院関係文書・会議筆記。なお、枢密院に関する解説としては次の二論考が詳しい。すなわち、三谷太一郎「明治期の枢密院」、『枢密院会議筆記』

- 第一五卷（東京大学出版会）一〇三四ページ。三谷太一郎「大正期の枢密院」、『枢密院会議事録』別冊（東京大学出版会、一九九〇年）。
- (9) 『官報号外』大正一四年二月二日日曜日内閣印刷局。第五十回帝国議会衆議院議事速記録第一七号 三三九ページ／大正一四年二月二日（土曜日）午後一時一五分開議。
- (10) 『官報号外』大正一四年二月二〇日金曜日内閣印刷局。第五十回帝国議会衆議院議事速記録第一六号 三一九ページ／大正一四年二月一九日（木曜日）午後一時二五分開議。
- (11) 『季刊現代史』第七号（発行者松本清張、発行所現代史の会、一九七六年六月発行）六六ページ。
- (12) 『第五十回帝国議会衆議院予算委員第二分科（内務省所管）会事録（速記）第二回』一六ページ／大正一四年一月四日（水曜日）午前一〇時開議。
- (13) 同右、一六〇一七ページ。
- (14) 同右、一八八ページ。
- (15) 前注（8）参照。
- (16) 『第五十回帝国議会衆議院報告』衆議院事務局、大正一四年五月、三二二ページ。
- (17) 『官報号外』大正一四年二月二〇日金曜日内閣印刷局。第五十回帝国議会衆議院議事速記録第一六号 三二七ページ。
- (18) 『第五十回帝国議会衆議院報告』衆議院事務局、大正一四年五月、二八ページ。
- (19) 『官報号外』大正一四年二月二〇日金曜日内閣印刷局。第五十回帝国議会衆議院議事速記録第一六号、三三七ページ。
- (20) 同右、三二九ページ。
- (21) 同右。
- (22) 拙稿「内閣総理大臣清浦奎吾——立憲主義、普選案への思念」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第二七号（二〇一七年三月）一九九ページなど参照。
- (23) 東京朝日新聞（市内版）、昭和六年一〇月一三日、二面。
- (24) 同右。
- (25) 同右。
- (26) 同右。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 東京朝日新聞（市内版）、昭和六年一〇月一六日、二面。

- (30) 東京朝日新聞（市内版）、昭和七年五月二〇日、二面。
- (31) 同右。
- (32) 東京朝日新聞（市内版）、昭和七年五月二三日、夕刊、一面。
- (33) 東京朝日新聞（市内版）、昭和七年五月二三日、二面。なおこの五月二二日の西園寺との会見の二日前、すなわち暗殺された犬養首相の「後継内閣組織に関し御下問」が西園寺に下された、その昭和七年五月一九日付の内大臣牧野伸顕宛書簡において、清浦は牧野に時局收拾のための詔書発の必要性を伝えて、詔書試案を示していた。この「未渙発詔書」に関しては、高橋勝浩「満州事変期の未渙発詔書について―清浦奎吾とその時局收拾案―」、「国学院大学日本文化研究所紀要」第九八輯（平成一八年九月）一七七―一九九ページ参照。まさに清浦がこの会見中に述べた「軍部と政党の折り合いがつかく深甚なる考慮」を払った具体策を、新聞記者たちには「お話出来な」かったが、内大臣に対しては二日前に伝えていたわけである。
- (34) 東京朝日新聞（市内版）、昭和七年五月二四日、夕刊、一面。
- (35) 『時局問題批判』（朝日新聞社、大正一三年三月）八六ページ。
- (36) 同右。
- (37) 同右、八七ページ。
- (38) 松本三之介『吉野作造』（東京大学出版会、二〇〇八年）三三八―三三九ページ。
- (39) 前掲拙稿「内閣総理大臣清浦奎吾―立憲主義、普選案への思念」一三二ページ、注（95）参照。
- (40) 東京朝日新聞、昭和八年二月二日、夕刊、一面。
- (41) 同右。
- (42) 東京朝日新聞（市内版）、昭和八年二月一六日、二面。
- (43) 詔書、昭和八年三月二七日。
- (44) 東京朝日新聞（市内版）、昭和八年九月一四日、二面。
- (45) 同右。
- (46) 東京朝日新聞、昭和九年七月二日、二面。
- (47) 東京朝日新聞、昭和九年七月五日、夕刊、一面。
- (48) 同右。
- (49) 同右。

- (50) 東京朝日新聞、昭和九年七月七日、三面。
- (51) 同右。
- (52) 同右。
- (53) 東京朝日新聞、昭和十七年一月六日、三面。
- (54) 東京朝日新聞号外、昭和十六年一〇月一七日。
- (55) 同右。
- (56) 国立公文書館所蔵『木戸書証第1号 昭和十六年十月十七日重臣會議記録』(請求番号 昭四九宮内〇四五二八一〇〇)。なお、この記録の第一ページは「文書ノ出所並ニ成立ニ関スル証明書」となっており、「自分大金益次郎ハ侍従職内記部長ノ職ニ居ル者ナル処茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ十二頁ヨリ成ル『昭和十六年十月十七日重臣會議記録』ト題スル書類ハ侍従職内記部ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ真実ナル写ナルコトヲ証明ス／昭和二十一年十二月十日 於東京ノ署名 大金益次郎〇／右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタリ／同日 於 同所 立会人松平康昌〇」と記されている。「〇」とした部分は両方とも名前を手書きし、印鑑の如く丸く困って捺印の意味とした箇所である。署名者の大金益次郎は、戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、一九八一年)によれば、昭和二〇年六月六日から宮内省次官、次いで昭和二二年五月三日から昭和二三年六月三日までは侍従長、そして昭和二三年六月に依願免本官(五五ページおよび二九〇～二九一ページ)とあるので、当時は侍従長にして「侍従職内記部長」だったことになるだろうか。また立会人の松平康昌は、同じく『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』によれば、昭和一一年六月から内大臣秘書官長、内大臣府廃止後の昭和二〇年一月から内記部長、昭和二一年一月一七日から昭和二二年五月三日まで宗秩寮総裁(二一八～二一九ページ)とあるので、内記部長の前任者であったことになる。侍従職内記部とは、内大臣府廃止後、内大臣府がそれまで担って来た天皇の行動記録、詔勅の作成・保管部署であったと思われる。
- (57) 国立公文書館所蔵『帝國国策遂行要領(御前會議決定)』(請求番号 平一一法務〇六七一九一〇〇、件名番号 〇二六)。
- (58) 『木戸幸一日記』下巻(東京大学出版会、一九六六年)九一七ページ。
- (59) 同右。
- (60) 『昭和天皇実録』第八(宮内庁、平成二八年)には、この昭和十六年一〇月一七日開催の重臣會議について「内大臣より、陸海軍の一致を図るべきこと、九月六日の御前會議決定を再検討する必要の見地から、陸相東条英機を首相とし、陸相兼任とすることを主張、強いての異論はなく、広田・阿部・原より賛成を得る。午後三時五十分より四時十分まで、御座所において内大臣に謁を賜い、重臣會議の模様と東条を推薦する旨の奏上を受けられる」(五一〇ページ)と記されている。また同書には一〇月一七日に続き、清浦は出席していないが、十一月二十九日に開催された「重臣會議」およびその後の「重臣より意見を御聴取」(五五八～五五九ページ)の模様が収録されている。この日の「重臣會議」に内大臣は加わることな

く、その後の「重臣より意見を御聴取」の場において内大臣は加わることになるが、その場では重臣たちからの異論が続出していたとある。

(61) 清浦奎明『私人 清浦奎吾』（没後七五年墓前祭祀記念講演、二〇一七年一月五日）五ページ。なお、同講演は新山鹿双書12『第十二回山鹿市文化歴史講演会講演録』（山鹿市教育委員会社会教育課、平成三〇年三月）として公刊されている（引用箇所二九ページ）。

(62) 額綱厚『文民統制——自衛隊はどこへ行くのか』（岩波書店、二〇〇五年）一〇～一二ページの「戦前期の日本に文民統制はあったのか」の箇所参照。そこでは山本権兵衛、原敬、浜口雄幸、若槻礼次郎の歴代首相の名が挙がり、「一九三〇年四月の統帥権干犯問題で浜口雄幸民政党内閣と軍が正面から衝突した」（二一ページ）などの事例が紹介されているが、清浦の名は挙がっていない。

(63) 東京朝日新聞（市内版）、大正一〇年二月二日、二面。

(64) 東京朝日新聞（市内版）、大正一〇年二月一日、三面。

(65) 同右。

(66) 伊藤之雄『政党政治と天皇』（講談社、二〇〇二年）一四六ページ以下参照。

(67) 原奎一郎編『原敬日記』第五卷 首相時代（福村出版、二〇〇〇年）三四四ページ。

(68) 『現代史資料4 国家主義運動1』（みすず書房、一九六三年）四六一ページ。「宮中重大事件に就て」のなかの「某志士団より同志に贈りし信書」の一節。

(69) 国立国会図書館所蔵、田中義一関係文書一四一、「山県有朋書簡 田中義一宛」、大正一〇年二月二日付。